

中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和五十二年大蔵省令第三十八号）

改正案	現行
<p>（資本の分類）</p> <p>第三十二条 資本は、資本金、資本剰余金及び利益剰余金に分類して記載しなければならない。</p> <p>（削る）</p> <p>（資本剰余金の区分表示）</p> <p>第三十五条 財務諸表等規則第六十三条第一項及び第二項の規定は、資本剰余金について準用する。</p> <p>（利益剰余金の区分表示）</p> <p>第三十六条 財務諸表等規則第六十五条の規定は、利益剰余金について準用する。</p> <p>附則</p> <p>1 この府令は、平成十四年四月一日から施行する。</p> <p>2 この府令の規定による改正後の中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（以下「新中間財務諸表等規則」という。）</p>	<p>（資本の分類）</p> <p>第三十二条 資本は、資本金、資本準備金、利益準備金及びその他の剰余金に分類して記載しなければならない。</p> <p>2 前項の場合において、資本の欠損がある場合には、その他の剰余金は、欠損金として記載しなければならない。</p> <p>（資本準備金及び利益準備金等の表示）</p> <p>第三十五条 財務諸表等規則第六十三条第一項の規定は、資本準備金及び利益準備金に、同条第二項の規定は、法律で定める準備金で資本準備金又は利益準備金に準ずるものについて準用する。</p> <p>（その他の剰余金又は欠損金の区分表示）</p> <p>第三十六条 財務諸表等規則第六十五条の規定は、その他の剰余金又は欠損金に属する剰余金又は損失金について準用する。</p>

は、この府令の施行の日（以下「施行日」という。）以後に開始する中間会計期間に係る中間財務諸表について適用し、同日前に開始する中間会計期間に係るものについては、なお従前の例による。ただし、施行日前に開始する中間会計期間に係る中間財務諸表のうち施行日以後に提出される有価証券届出書及び半期報告書に記載されるものについては、新中間財務諸表等規則を適用して作成することができる。

3 施行日以後に提出される有価証券届出書及び半期報告書に記載される中間財務諸表のうち施行日から平成十四年九月三十日までに終了する中間会計期間に係るものについては、なお従前の例によることができる。

中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則

改正案

現 行

様式第一号

【中間貸借対照表】

区分	注記 番号	前中間会計期間末 (平成 年 月 日)		当中間会計期間末 (平成 年 月 日)		前事業年度の要約貸借対照表 (平成 年 月 日)	
		金額(円)	構成 比 (%)	金額(円)	構成比 (%)	金額(円)	構成比 (%)
(資本の部)							
資本金			×××		×××		×××
資本剰余金							
1 資本準備金		×××		×××		×××	
2 その他資本剰余金		×××		×××		×××	
資本剰余金合計			×××		×××		×××
利益剰余金							
1 利益準備金		×××		×××		×××	
2 任意積立金		×××		×××		×××	
3 中間未処分利益		×××		×××		×××	
(又は中間未処理損失)							
利益剰余金合計			×××		×××		×××
資本合計			×××		×××		×××

様式第一号

【中間貸借対照表】

区分	注記 番号	前中間会計期間末 (平成 年 月 日)		当中間会計期間末 (平成 年 月 日)		前事業年度の要約貸借対照表 (平成 年 月 日)	
		金額(円)	構成 比 (%)	金額(円)	構成比 (%)	金額(円)	構成比 (%)
(資本の部)							
資本金			×××		×××		×××
資本準備金			×××		×××		×××
利益準備金			×××		×××		×××
その他の剰余金							
その他の資本剰余金		×××		×××		×××	
任意積立金		×××		×××		×××	
中間未処分利益 (又は中間未処 理損失)		×××		×××		×××	
その他の剰余金 合計			×××		×××		×××
資本合計			×××		×××		×××